

■立地企業に対する優遇措置

1 工場立地法における緑地面積率等の緩和

条例を制定により、基本計画で定めた重点促進区域について、一定の割合で緑地面積率等の緩和が可能となります。(平成21年4月1日条例制定予定)

【現行】

【特例措置】

緑地面積率等 25%以上 ⇒ 15~20%以上※

※ 緑地面積率等が区域の用途地域に応じ、5~10%緩和されます。

2 立地企業への設備投資減税

「企業立地計画」[※]の承認を受けた事業者が、その計画に従い企業立地を行う場合に、取得した建物、機械等について、一定の要件を満たす場合は、特別償却制度が適用されます。

【償却率】機械：15%、建物：8%

3 不動産取得税（県税）の免除

「企業立地計画」の承認を受けた事業者が、その計画に従い企業立地を行う場合に、取得した事業用地、建物等について、一定の要件を満たす場合は、不動産取得税が免除されます。

4 日本政策金融公庫による融資制度

「企業立地計画」又は「事業高度化計画」[※]の承認を受けている中小企業者が、その計画に従って企業立地又は事業高度化の事業を行うために必要な、設備資金及び運転資金の融資制度です。設備資金については、基準金利より低利となります。

※ 「企業立地計画」とは、事業者が作成する企業立地を行う計画。都道府県知事の承認を得ることができる。

※ 「事業高度化計画」とは、事業者が作成する新商品開発などの事業高度化を行う計画。都道府県知事の承認を得ることができる。

● 優遇制度

支援措置	内 容	要件の概要
立地企業への設備投資減税	<p>「企業立地計画」の承認を受けた事業者が、その計画に従い企業立地を行う場合に、取得した建物、機械等について、特別償却制度が適用されます。</p> <p>○償却率 機械:15%、建物:8%</p>	<p>・対象業種</p> <p>基本計画で定める指定集積業種のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令第3条第1項各号に定める業種</p> <p>・設備要件</p> <p>① 機械装置は、1台又は1基の取得価格が1千万円以上かつ、総額3億円以上</p> <p>② 建物等は取得総額5億円以上</p> <p>③ 事業の高度化に資する設備</p>
		<p>・対象業種</p> <p>基本計画で定める指定集積業種のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令第3条第2項各号に定める業種</p> <p>・設備要件</p> <p>① 機械装置は、1台又は1基の取得価格が5百万円以上かつ、総額4千万円以上</p> <p>② 建物等は取得総額5千万円以上</p> <p>③ 事業の高度化に資する設備</p>
不動産取得税(県税)の免除	<p>「企業立地計画」の承認を受けた事業者が、その計画に従い企業立地を行う場合に、取得した事業用地、建物等について、不動産取得税が免除されます。</p> <p>※ 新潟県の「優遇税制」のページをご覧ください</p>	<p>計画に従い取得した家屋(建物・同付属設備)、構築物、事業用地(工場等の対象部分の垂直投影部分)の取得価格の合計額が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象業種一覧ページ 赤字 2億円超 ・ 対象業種一覧ページ 青字 5千万円超
日本政策金融公庫による融資制度	<p>「企業立地計画」又は「事業高度化計画」の承認を受けている中小企業者が、その計画に従って企業立地又は事業高度化の事業を行うために必要な、設備資金及び運転資金の融資制度です。</p> <p>設備資金については、基準金利より低利となっています。</p>	<p>※ 詳しくは、日本政策金融公庫へご照会ください</p>
	<p>上記融資制度のほか、基本計画で定める指定集積業種に属する事業を行う中小企業者に対し、研究開発などに必要な資金の融資制度があります。</p>	

※企業立地計画、事業高度化計画の承認を得ることが必要な支援措置を受ける場合は、支援対象となる工場等の新增設の着手や機械装置の取得等の前に、計画の承認を受けることが必要です